等をいう。以下同じ。）若しくはフィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8)　過去三年間に、第四の二の4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9)　過去三年間に、第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4　病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1)　研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3)　研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4)　日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5)　研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5　病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(5)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二　介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1　ベトナム人介護福祉士候補者

(1)　ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ　ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ　介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ　日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。

ロ　日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(4)　1の(1)のロの活動は、交換公文1(b)(ii)の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(5)　ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(b)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2　日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1)　ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。

(2)　1の(1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3)　1の(1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、受入れ調整機関が行う。

3　ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1)　介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2)　介護職員の員数（就労するベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びフィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）並びに特例インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の3に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）（以下この(2)において「介護福祉士候補者」という。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、別表第三に掲げる規定に基づく職員等の配置の基準については、介護福祉士候補者のうち次のいずれかに該当するものを職員等とみなして当該規定を適用するものとする。

イ　受入れ施設において就労を開始した日から一年を経過した者

ロ　日本語能力試験のN1又はN2に合格した者

(3)　常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4)　過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5)　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6)　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。